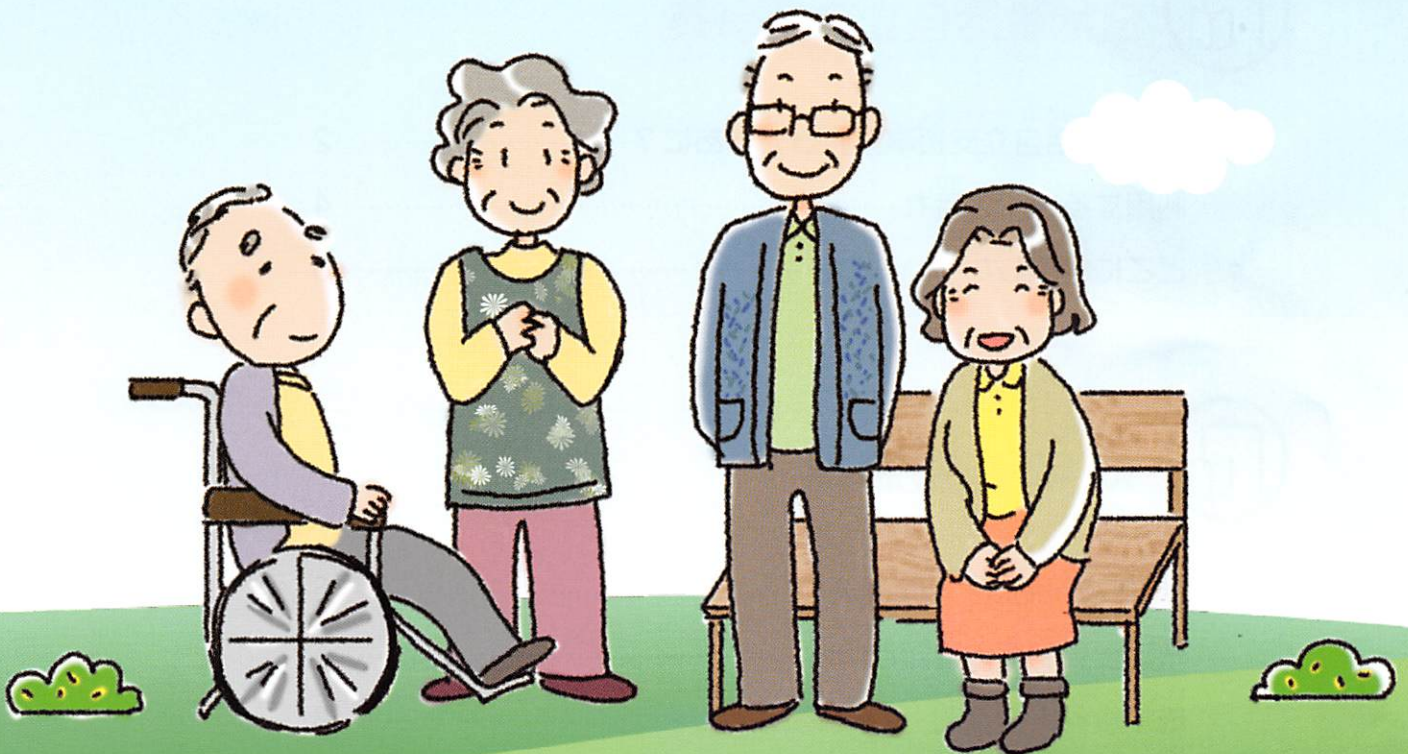


す な ち い き あんしん く
いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすために

にちじょうせい かつ じりつ し えん じ ぎょう
「日常生活自立支援事業」と

せい ねん こう けん せい ど あんない
「成年後見制度」のご案内



せいかつ ふあん も こうれいしゃ しょうがい かた ちいき
生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある方が地域で
あんしん く しえん せいど
安心して暮らすことができるように支援する制度です。

こんなことで困こまっていませんか？ 1



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」ってなあに？ 2

利用するまでの流れなが 4

どこに相談そうだんしたらいいの？ 5



せいねんこうけんせいど
成年後見制度

「成年後見制度」ってなあに？ 6

法定後見制度の種類しゅるいと内容ないよう 7

成年後見人の役割やくわり 8

四親等内の親族しんぞくって？ 9

申立もうしたてに必要な書類しよるいと費用ひよう 10

法人後見 12

任意後見制度の内容ないよう 13

成年後見制度の手続きてつづの流れなが 14

成年後見制度の相談窓そうだんまどぐち口 16

家庭裁判所の連絡先れんらくさき・所在地しよざいちと管轄区域かんかつくいき 17

こんなことで こま 困っていませんか？

CASE

1

福祉サービスを利用したいが、どのように手続きしたらよいのかわかりません。



CASE

2

近頃、物忘れがひどくなって、大事な書類やハンコをどこにしまったか分からなくなってしまうことがあります。

CASE

3

田舎で一人暮らしをしている母親（85歳）が複数の訪問販売業者から必要のない布団や家具をたくさん買っています。



CASE

4

私たち夫婦には知的障害のある子どもがいますが、親亡き後の生活が心配です。

CASE

5

今は自分のことは自分で出来ますが、将来、認知症になった時の生活が心配です。



POINT

このような困りごとを解消するために、「日常生活

自立支援事業」や「成年後見制度」があります。

まずはお近くの相談窓口へご相談ください。



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 「日常生活自立支援事業」

にんちしょうこうれいしゃちてきしょうがい かつた せいしんしょうがい
 認知症の高齢者や知的障害のある方、精神障害のある
 かつた にちじょうせいかつ うえ ひつよう ふくし
 方など、日常生活をしていく上で、必要な福祉サービ
 りよう じぶん はんたん おこな ふ
 スの利用などについて自分ひとりの判断で行うことに不
 あん かつた ちいき あんしん せいかつ てつだ
 安のある方が、地域で安心して生活できるようにお手伝
 いします。

1 福祉サービスの利用のお手伝い (福祉サービス利用援助)

- 福祉サービスを利用する、またはやめたりする手続き
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き



2 日常的なお金の出し入れのお手伝い (日常的金銭管理サービス)

- 年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
- 医療費の支払い手続き
- 税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
- 支払いに必要な預貯金の払い戻しや解約、預け入れの手続き



ってなあに??

3 大切な書類や印鑑などのお預かり (書類等預かりサービス)

銀行の貸金庫などを利用して次のものをお預かりします。

- 年金証書
- 預貯金の通帳
- 権利証
- 契約書類
- 保険証書
- 実印、銀行印 など



- ▶ 契約前の相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- ▶ 契約後、サービスを受ける場合は利用料が必要です。
(生活保護を受けている方はご相談ください。)
- ▶ 書類等預かりサービスは、別途利用料がかかります。

※詳しくは、お近くの社会福祉協議会へお問い合わせください。
(5ページをご覧ください)



りようなが 利用するまでの流れ

1
そう相 だん談

ちよ しゃかいふくしきょうぎかい そうだん
最寄りの社会福祉協議会へご相談ください。
そうだんないよう ひみつ かなら まも
相談内容の秘密は必ず守ります。



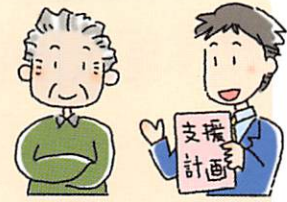
2
ほうもんちよう さ
訪問調査

しゃかいふくしきょうぎかい しょくいん じたく ほう
社会福祉協議会の職員がご自宅などを訪
もん こま うかが
問し、お困りごとなどを伺います。



3
し えんけいかく
支援計画の
さくせい
作成

ほんにん こま きぼう うかが
ご本人のお困りごとや希望を伺いながら
き かんてきしゃかいふくしきょうぎかい せんもんいん し えん
基幹的社会福祉協議会の専門員が「支援
けいかく さくせい
計画」を作成します。



4
けい契 やく約

てつだ ないよう やくそく か けい
お手伝いの内容や約束ごとを書いた「契
やくしよ し えんけいかく ほんにん かくにん
約書」と「支援計画」をご本人に確認い
ただいた後、ご本人と社会福祉協議会と
けいやく おす
が契約を結びます。



5
し えん かいし
支援の開始

たんとう せいかつ し えんいん じたく ほうもん
担当の生活支援員がご自宅などを訪問
し、「支援計画」に基づいてお手伝いし
ます。





そうだん どこに相談したらいいの？

しばたししゃかいふくしきょうぎかい 新発田市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0254)20-0022

(社協名)	(電話番号)
むら 村上 市	(0254)53-2111
あらかわ 荒川	(0254)50-5120
かみ 神林	(0254)60-1888
あさひ 朝日	(0254)50-7118
さんぼく 山北	(0254)77-3283
あがの 阿賀野市	(0250)67-9203
たいない 胎内市	(0254)44-8682
せいりゅう 聖籠町	(0254)27-6767
あが 阿賀町	(0254)92-3088
せきかわ 関川村	(0254)64-0111
あわしまつら 粟島浦村	(0254)55-2111

さんじょうししゃかいふくしきょうぎかい 三条市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0256)33-8521

(社協名)	(電話番号)
か 加茂市	(0256)52-6667
みつけ 見附市	(0258)61-1352
つばめ 燕市	(0256)62-4361
せん 五泉市	(0250)41-1000
やひこ 弥彦村	(0256)94-4551
たがみ 田上町	(0256)57-5877

ながおかししゃかいふくしきょうぎかい 長岡市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0258)32-7833

なかの 中之島	(0258)66-0688
こし 越路	(0258)92-4656
さん 三島	(0258)42-3760
やまこ 山古志	(0258)41-1180
お 小国	(0258)95-2027

わ 和島	(0258)74-2911
てら 寺泊	(0258)75-2368
とち 栃尾	(0258)52-5895
よ 与板	(0258)72-4714
かわ 川口	(0258)89-3117

(社協名)	(電話番号)
かき 柏崎市	(0257)22-1411
にしやま 西山	(0257)47-2505
たかやばし 高柳	(0257)41-2279
いすもぎま 出雲崎町	(0258)41-7133
かりわ 刈羽村	(0257)45-2026

うおぬまししゃかいふくしきょうぎかい 魚沼市社会福祉協議会

でんわ
電話 (025)792-8470

(社協名)	(電話番号)
おちやし 小千谷市	(0258)83-2340
みなうおぬまし 南魚沼市	(025)773-6911
ゆざわ 湯沢町	(025)784-4111

とおかまちししゃかいふくしきょうぎかい 十日町市社会福祉協議会

でんわ
電話 (025)752-7338

(社協名)	(電話番号)
つなん 津南町	(025)765-3774

じょうえつししゃかいふくしきょうぎかい 上越市社会福祉協議会

でんわ
電話 (025)521-1212

やす 安塚	(025)592-3002
うら 浦川原	(025)599-3878
おお 大島	(025)594-7107
まき 牧	(025)533-5700
かき 柿崎	(025)536-6718

おお 大潟	(025)534-2410
び 頸城	(025)530-4361
よし 吉川	(025)548-3454
なか 中郷	(0255)81-6033
いた 板倉	(0255)78-2220
まき 清里	(025)528-4063
さん 三和	(025)529-2231
な 名立	(025)537-2566

(社協名)	(電話番号)
いといがわし 糸川市	(025)552-7700
のう 能生	(025)561-4153
お 青海	(025)562-1212
みょうこう 妙高市	(0255)72-7660
みょうこう 妙高	(0255)82-4084
みょうこう 妙高原	(0255)86-5310

さどししゃかいふくしきょうぎかい 佐渡市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0259)81-1150

りょう 両津	(0259)23-5500
あい 相川	(0259)74-0055
さわ 佐和田	(0259)57-8141
はた 畑野	(0259)81-1620
は 羽茂	(0259)88-3838



※ は、基幹的な社会福祉協議会で専門員が配置されています。

※平成27年4月1日からは、南魚沼市社会福祉協議会が新たに基幹的な社会福祉協議会となります。

※新潟市在住の方は、新潟市社会福祉協議会（電話：025-243-4416）までお問い合わせください。



せいねんこうけんせいど 「成年後見制度」



ってなあに

せいねんこうけんせいど ほうていこうけんせいど にんいこうけんせいど
成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」
の2つに分かれています。

1 ほうていこうけんせいど 法定後見制度

にんちしやう ちてきしやうがい せいしんしやうがい し
認知症や知的障害、精神障害などにより自
ぶんひとりで物事を決めることが難しくなっ
たり、ただほんだんじゆうぶん ば
た、正しい判断が十分にできなくなった場
あいかていさいばんしょ えら せいねんこうけんにいん
合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人
とうみまわ はいりよ ざいさん かんり
等が身の回りに配慮しながら財産の管理や
かいご とう けいやく おこな ほんにいん けんり まも せいかつ し
介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守りながら生活を支
えん ほこ せいど
援・保護する制度です。



なお、ほうていこうけんせいど ほんにいん ほんだんのうりよく ていど おう こうけん
法定後見制度はご本人の判断能力の程度に応じて「後見」
ほさ ほじよ しゆるい わ
「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

2 にんいこうけんせいど 任意後見制度

ほんにいん じゆうぶん ほんだんのうりよく しょうらい にんちしやう はん
本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判
だんのうりよく ていか ばあい そな みすか えら だいにん
断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人に、
どのようなしえん き せいど
どのような支援をしてもらうかを決めておく制度です。





ほうていこうけんせいど しゅるい ないよう 法定後見制度の種類と内容

		こう けん 後 見	ほ さ 佐 保 佐	ほ じょ 助 補 助
たいしやう かの 対象となる方		はん だんの うりよく つね かに 判断能力が常に欠け ている方	はん だんの うりよく いちじる ぶ 判断能力が著しく不 十分な方	はん だんの うりよく ぶ じゅうぶん 判断能力が不十分な 方
あが した てて てつづ き 申 立 て 手 続 き	もう した おこな う 申 立 て を 行 う こ と が で き る 人	ご ほん にん はいぐわしや よんしんとう い ない しんぞく けんさつかん しちやうそんちやう ご本人、配偶者、四親等以内の親族※1、検察官、市町村長など		
	ほん にん どう い 本人の同意	ふ 要		ひつ 要 必 要
えんじよ ひと 援助する人 ※2		せいねんこうけん にん 成年後見人	ほ さ 佐 人 保 佐 人	ほ じょ 助 人 補 助 人
どう い けん と り げ し けん 同 意 権 ・ 取 消 権	はん 範 い 囲	にちじやうせいかつ かん ごと 日常生活に関する行 為以外の行為	みんぽう じやう ごとかくごと 民法13条1項各号 ※3 が定める行為	もう した はん い ない かに 申立ての範囲内で家 庭裁判所が定めた法 律行為
	ほん にん どう い 本人の同意	ふ 要		ひつ 要 必 要
	と け け と り 消 し が で き る 人	ほん にん せいねんこうけん にん 本人と成年後見人	ほん にん ほ さ にん 本人と保佐人	ほん にん ほ じょ にん 本人と補助人
だいいりけん 代 理 権	はん 範 い 囲	ざいさん かん ずべ 財産に関する全ての 法律行為	もう した はん い ない かに 申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律 行為	
	ほん にん どう い 本人の同意	ふ 要	ひつ 要 必 要	

※1) 四親等以内の親族の範囲は9ページをご覧ください。

※2) 援助する人には、必要に応じて複数の人や法人（12ページ参照）が選ばれることもあります。

※3) 民法第13条1項各号が定める行為とは、次の9つの行為を指します。

1. 資金などの元本を領収すること、これを利用すること。
2. 借金をしたり、保証人になること。
3. 不動産その他重要な財産の売買等をする事。
4. 訴訟行為を行うこと。
5. 贈与や和解、または仲裁契約をすること。
6. 相続を承諾したり放棄すること、または遺産の分割をすること。
7. 贈与や遺贈の申し出を断ること、または負担付きの贈与もしくは遺贈を受けること。
8. 新築、改築、増築または大修繕を行うこと。
9. 民法602条（短期貸借）に定められた期間を超える貸借契約を結ぶこと。





せいねんこうけんニン やくわり 成年後見人の役割

① ① ① ① しん じょう かん ごと 身上監護

せいねんこうけんニンとう つぎ じこう かん けいやく むす けいやく ないよう かくじつ じっこう
成年後見人等は次の事項に関して契約を結んだり、契約の内容が確実に実行さ
れてるかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めます。

- ふくし しせつ にゅうたいしょ かん じこう
・ 福祉施設への入退所に関する事項
- ちりょう にゅういん かん じこう
・ 治療・入院に関する事項
- じゅうきょ かくほ かん じこう
・ 住居の確保に関する事項 など



② ② ② ② ざい さん かん り 財産管理

せいねんこうけんニンとう ほんニン ざいさん てきせい かんり
成年後見人等は本人の財産を適正に管理しなければなりません。

- いんかん よきんつうちょう ほん かん かんり
・ 印鑑や預金通帳の保管・管理
- ふどうさん いじ かんり
・ 不動産の維持・管理
- ひつよう けいひ こうきょうりょうきん など ししゅつ
・ 必要な経費（公共料金など）の支出 など



③ ③ ③ ③ か ていさいばんしょ ほうこく 家庭裁判所への報告

せいねんこうけんニンとう ねん かいていど かにていさいばんしょ たい せい
成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に対して成
ねんこうけんニンとう おこな しごと ないよう ほうこく ひつよう
年後見人等として行った仕事の内容について報告し、必要
な指示を受けます。（これを「後見監督」といいます。）



せいねんこうけんせいど ひよう ひこうけんニンとう ふたん 成年後見制度にかかる費用（被後見人等の負担）

■ せいねんこうけんニンとう たい ほうしゅう 成年後見人等に対する報酬

しんぞく いがい だいさんしゃ せいねんこうけんニンとう しゅうにん ばあい ねん かいていど かにていさいばんしょ ほうしゅう
親族以外の第三者が成年後見人等に就任した場合、1年に1回程度、家庭裁判所に報酬
ふ よしんほん ちうした おこな どうさいばんしょ ほうしゅうかく けつてい ほうしゅうかく どうさいばんしょ さいりょう
付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定します。報酬額は同裁判所の裁量
によりますが、目安は月額2万円です。ただし、管理する財産が1,000万円を超え5,000
まんえん い か ばあい げつかく まんえん かんり ざいさん まんえん こ ばあい げつかく
万円以下の場合、管理する財産が5,000万円を超える場合には月額5～
まんえん
6万円となります。

ひこうけんニンとう しりよく とほ ひこうけんニン ざいさん ほうしゅう かくほ ばあい せいねんこうけん
被後見人等の資力が乏しく、被後見人の財産から報酬が確保できない場合は、成年後見
せいどりようしえん しきょう しちようそん ひこうけんニンとう じよせいせいど りよう
制度利用支援事業（市町村から被後見人等に対する助成制度）が利用できます。

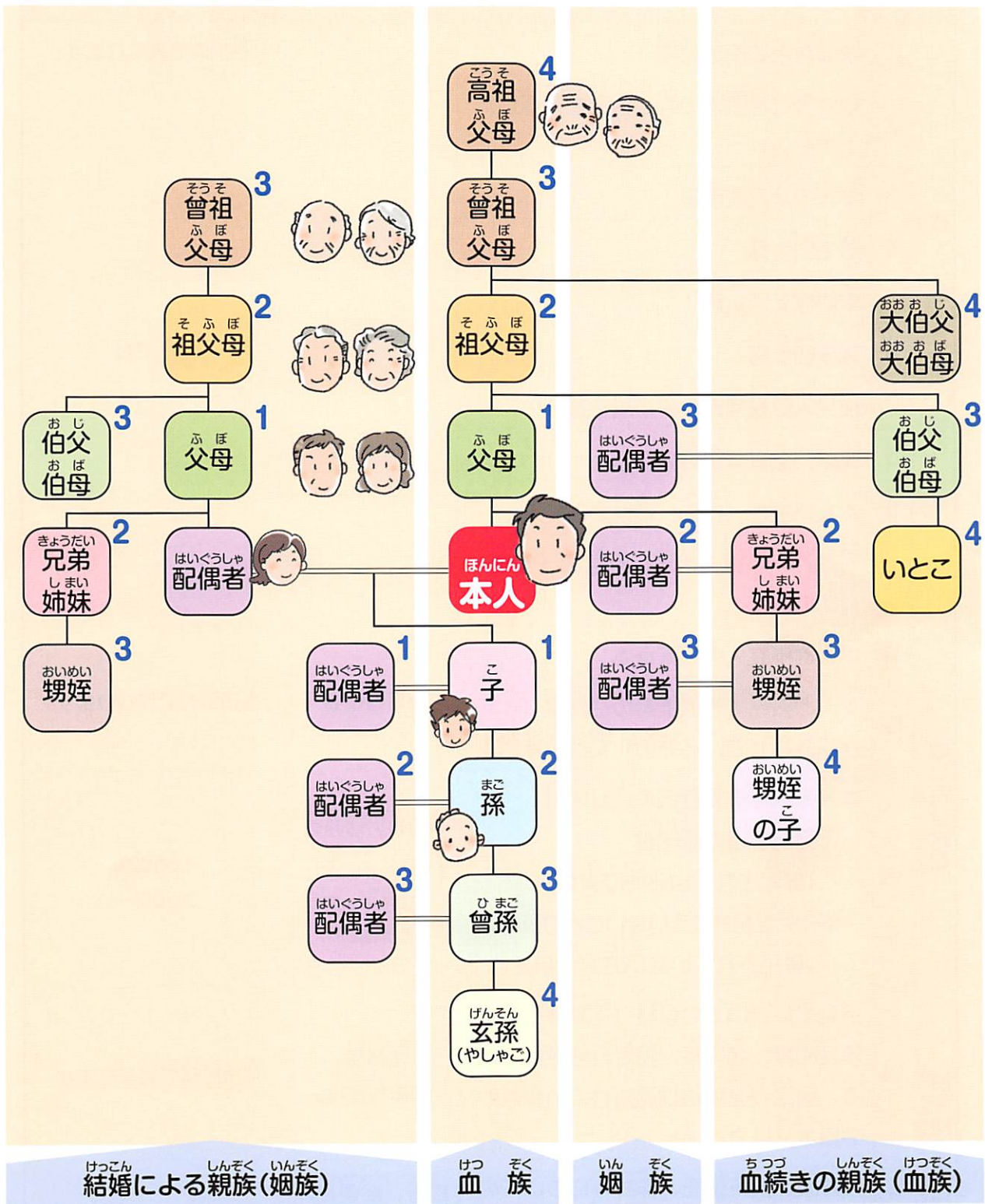
■ せいねんこうけんニンとう かつどう よう ひよう りよひ 成年後見人等の活動に要した費用（旅費など）

じつび ふたん
実費負担となります。

成年後見制度



よんしんとうない しんぞく 四親等内の親族って？



成年後見制度

※親族の範囲：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法725条）



もうした ひつよう しょうい ひよう 申立てに必要な書類と費用

		ひつよう しょうい 必要な書類	しょうい とりよ さきとう 書類の取寄せ先等	ひ 費用 費 用	
作 成 書 類	1	しんだんしょ しんだんしょ ふひょう 診断書と診断書付票	かていさいばんしよ 家庭裁判所	かくひょういん こと 各病院で異なります	
	2	もうしたてしよ しんだんしょ はんていはいよう かくにん 申立書（診断書の判定内容を確認した うえ きにゆう 上で記入）		かていさいばんしよ 家庭裁判所	む りよう 無 料
	3	ほんにん じょうきょうせつめいしよ 本人の状況説明書			
	4	ざい さん もく ろく 財産目録			
	5	ねんかんしゅうし よ ていひよう 年間収支予定表			
	6	しんぞくかんけい ず 親族関係図			
	7	こうけんにとんどうこう ほ しゃ じじょうせつめいしよ 後見人等候補者の事情説明書			
	8	しんぞくどう い しょ こうけん 親族同意書（後見のみ）			
	9	ほんにんどう い しょ ほ さ ほ じよ 本人同意書（保佐・補助のみ）			
	10	どう い こう い もくろく だいい こう い もくろく ほ さ 同意行為目録・代理行為目録（保佐・ ほ じよ 補助のみ）			
取 り 寄 せ 書 類	11	ほんにん もうしたてにん こ せきとうほん 本人と申立人の戸籍謄本	し ちやうそんやく ぼ 市町村役場		
	12	ほんにん こうけんにとんどうこう ほ しゃ じゅうみんひよう ほんせき 本人と後見人等候補者の住民票（本籍 が記載されているもの）又は戸籍附票			
	13	ほんにん せいねんこうけんどう き じこうしょうめいしよ 本人の成年後見登記事項証明書 ①登記事項の証明書 （登記されている方が対象） ②後見登記されていないことの証明書 （登記されていない方が対象）		にいがた ち ほうほう おきよく 新潟地方務局 （※郵送で取寄せ る場合は東京 法務局のみ）	①550円 ②300円
財 産 関 係 資 料	14	ふ どうざん しょう しりょう ふ どうざんどう き じ 不動産についての資料（不動産登記事 項証明書、名寄帳、固定資産評価証明 しよ こていし ざんひよう かしょうめい 書、固定資産税納税通知書のいずれか の原本又はコピー）	ほう おきよく 法務局 し ちやうそんやく ぼ 市町村役場	かく し ちやうそん こと 各市町村で異なります	
	15	よ ちよきん どう し しんたく かぶしきとう 預貯金、投資信託、株式等についての 資料（通帳、残高証明書、預かり証、 株式の残高報告書などのコピー）	ぎんこう ゆうびんきよく 銀行、郵便局、 ほ けんがいしゃ しょうけん 保険会社、証券 がいしゃ 会社など		

成年後見制度

必要な書類		書類の取寄せ先等	費用
財産関係資料	16 生命保険、損害保険等についての資料 (保険証書などのコピー)	銀行、郵便局、 保険会社、証券 会社など	/
	17 負債についての資料 (金銭消費貸借契 約書、借用書 (証)、返済明細書など のコピー)		
	18 収入についての資料 (確定申告書、給 与明細書、年金額決定通知書などのコ ピー)	(市町村役場か ら送られてく る)	
	19 支出についての資料 (各種税金の納税 通知書、国民健康保険料・介護保険料 の決定通知書、家賃・医療費・施設費 の領収書などのコピー)		
必要な費用	20 申立費用 (収入印紙)	郵便局など	800円 (保佐及び補助の場合で、あ わせて申立てする同意権又は 代理権の付与の申立て1件ご とに、ほかに800円必要)
	21 登記費用 (収入印紙)		2,600円
	22 郵便切手		3,000円、 4,000円 (後見) (保佐・補助) ※500円3枚 (保佐・補助は 5枚)、100円4枚、82円10 枚、20円8枚、10円10枚、 1円が20枚。(後見で本人の 預貯金額等が1,000万円以 上の場合は500円2枚加算)

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用が5万円から10万円程度かかります。

※その他、資料等が必要な場合もありますので新潟家庭裁判所 (TEL 025-333-0070) へ確認してください。





ほうじんこうけん 法人後見

● ほうじんこうけん 法人後見とは？

平成12年4月に施行された成年後見制度では、法人が成年後見人等になることが認められました。成年後見制度のニーズの増加に伴い、新たな後見人の担い手として期待されており、実際、社会福祉法人や医療法人、NPO法人など様々な法人が活動しているケースが全国的に増えつつあります。その中において、法人後見の受任体制のある社協は全国で238か所あり、そのうち法人後見を受任している社協は180社協となっています。（※平成25年度全国社会福祉協議会調べ）

● ほうじんこうけん 法人後見のメリット・デメリット

法人が成年後見人等を受任する場合、様々な長所と短所があります。その長所と短所を見極め、被後見人等にとって法人が成年後見人等となるのが適切かどうかを十分に検討する必要があります。

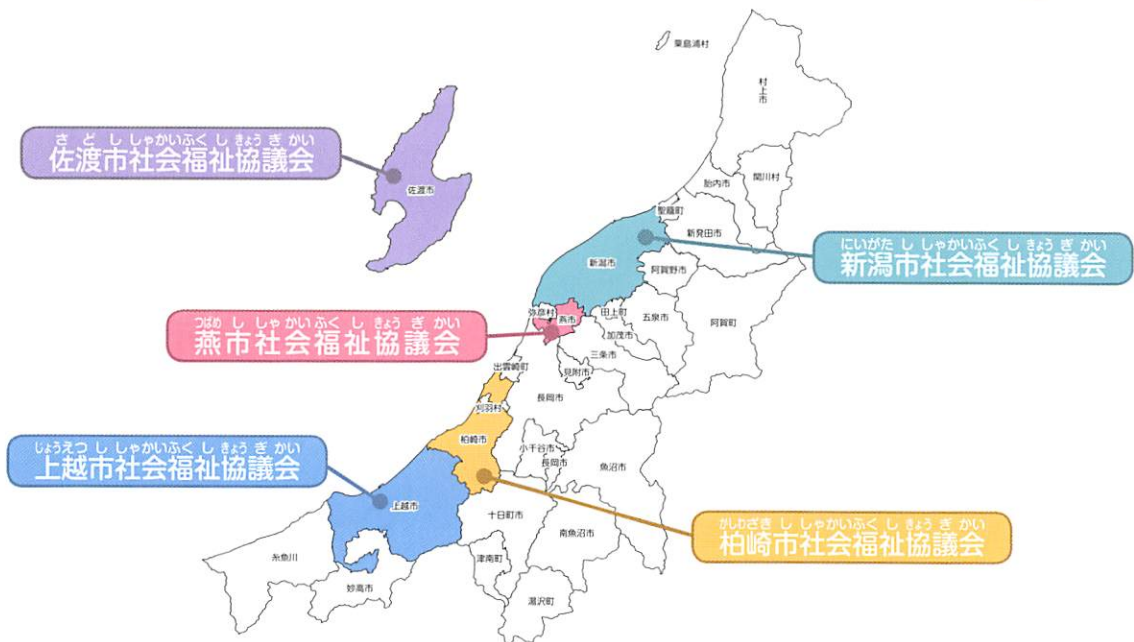
**ほうじんこうけん
法人後見のメリット**

- 被後見人等がまだ若く、後見期間が長期にわたる場合に、法人が存続する限り継続的な支援が可能。
- 組織的な対応により、安定的なサービスの提供が期待できると同時に、複数の人が業務に関わることで、不正に対するチェック機能が働く。
- 効率的な後見業務の遂行が期待される。

**ほうじんこうけん
法人後見のデメリット**

- 組織として対応するため、困難事例等において判断に時間を要することがあり、迅速性にかける場合がある。
- 後見業務担当者が異動した場合、被後見人等との人間関係の再構築が必要となる。
- 法人後見を運営していく経費の負担が重荷になる。

■ 県内社協における法人後見への取り組み（平成26年12月時点） ■





任意後見制度の内容

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産の管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公正証書によって結んでおくものです。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。

任意後見契約は、定められた様式の公正証書で契約を結び、後見登記をする必要があります。任意後見人に任せたい内容は本人の希望に応じて設定することができます。



任意後見契約に必要な書類と費用

必要な書類	
印鑑登録証明書 (本人と任意後見人候補者)	
住民票 (本人と任意後見人候補者)	
戸籍謄本 (本人のみ)	
費用	
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円
その他、本人に交付する正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など	



せいねんこうけんせい ど てつづ なが 成年後見制度の手続きの流れ

もうし た 立て

こうけん ほ さ ほじよ 後見 保佐 補助 かいし もうし た の開始の申立て



もうし た ひつよう おも 申立てに必要な主なもの

- 申立書
- 診断書
- 申立費用
(1件につき800円分の収入印紙)
- 登記費用
(2,600円分の収入印紙)
- 郵便切手
- 戸籍謄本
- 住民票 など

にん い こうけんかんとくくにん 任意後見監督人 せん にん もうし た 選任の申立て

* 申立て後は、裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

● 判断能力が不十分なとき

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

はんだんのうりよく じゅうぶん
判断能力が十分ではない
かた
方がたとえば…

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

ひとり
1人するには不安がある。
ひとり
1人ではできない。



● 判断能力があるとき

にん い こうけんせいど 任意後見制度

にん い こうけん 任意後見 けいやく 契約

こうせいしやうしょ
公正証書に
よって行います。

こうしょうやくば
公証役場



判断能力が不十分になったとき

しんばん てつづ 審判手続き

ちよう さ とう 調査等

さいばんしょ しょくいん しじょう たす
裁判所の職員が事情を尋ねたり、
と 問い合わせたりします。



しん もん 審問

ひつよう おう さいばんかん ちよくせつ しじょう たす
必要に応じ裁判官が直接事情を尋
ねます。



ほんにん はんだんのうりよく かんてい
★本人の判断能力について鑑定を
おこな
行うことがあります。
べつと ひよう
(別途費用がかかります。)

しん ばん 審 判

せいねんこうけんにと 成年後見人等 の選任 せんにん

し えん かい し 支援の開始



み まわ はいりよ
◎身の回りに配慮しながら
ざいさん かんり かい こ
財産の管理や介護サービ
ス等の契約を行います。

しんばんないよう こせき きさい
※審判内容は戸籍には記載されません。



せいねんこうけんせい ど そうだんまどぐち 成年後見制度の相談窓口

せいねんこうけんせい ど 成年後見制度について

機関名	電話番号	所在地
新潟県内の家庭裁判所		14ページをご覧ください。
新潟県弁護士会 高齢者・障害者の財産管理・ 権利擁護支援センター	(025) 222-5533	〒951-8126 新潟市中央区学校町通1番町1 新潟県弁護士会館内
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート新潟県支部	(025) 244-5141	〒950-0911 新潟市中央区笹口1丁目11-15 新潟県司法書士会館内
公益社団法人 新潟県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとあな新潟	(025) 281-5502	〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター 新潟県支部	(025) 248-3774	〒950-0911 新潟市中央区笹口3丁目4-8 新潟県行政書士会館内

※ その他、対象者が高齢者の場合は各市町村の高齢福祉担当課又は地域包括支援センター、障害をお持ちの方は各市町村の障害福祉担当課で相談を受けています。

また、法テラス新潟（電話：050-3383-5420）、法テラス佐渡（電話：050-3383-5422）でも相談できます。

にんいこうけんけいやく 任意後見契約について

機関名	電話番号	所在地
新潟公証人合同役場	(025) 240-2610	〒950-0917 新潟市中央区天神1丁目1 プラーカ3 (6階)
長岡公証人合同役場	(0258) 33-5435	〒940-0053 長岡市長町1丁目甲1672-1
三条公証役場	(0256) 32-3026	〒955-0047 三条市東三条1丁目5-1 川商ビル
上越公証役場	(025) 522-4104	〒943-0834 上越市西城町2丁目10-25 大島ビル1階
新発田公証役場	(0254) 24-3101	〒957-0054 新発田市本町1丁目3-5 第5榎内ビル3階



かてんさいばんしょ れんらくさき しょざいち かんかつくいき
家庭裁判所の連絡先・所在地と管轄区域

機関名	電話番号	所在地	管轄区域
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所	(025) 266-3171	〒951-8513 にいがたしちゅうおうくかわぎしちやう 5ちやう 新潟市中央区川岸町1丁目54-1	にいがたし ・新潟市 つばめし ・燕市のうち旧吉田町 ごせんし ・五泉市 あがまち ・阿賀町 やひこむら ・弥彦村
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 さんじやうしぶ 三条支部	(0256) 32-1758	〒955-0047 さんじやうしひがしさんじやう 5ちやう め 三条市東三条2丁目2-2	さんじやうし ・三条市 かちし ・加茂市 つばめし ・燕市のうち旧燕市、旧分水町 たがみまち ・田上町
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 しばたしぶ 新発田支部	(0254) 24-8255	〒957-0053 しばたしちゅうおうちやう 5ちやう め 新発田市中央町4丁目3-27	しばたし ・新発田市 あがのし ・阿賀野市 たいないし ・胎内市 せいろうまち ・聖籠町
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 むらかみしゅつちやうじよ 村上出張所	(0254) 53-2066	〒958-0837 むらかみし さんの まち 村上三之町8-16	むらかみし ・村上市 せきかわむら ・関川村 あむしまうらむら ・粟島浦村
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 ながおかしぶ 長岡支部	(0258) 35-2285	〒940-1151 ながおかしさんわ 5ちやう め 長岡市三和3丁目9-28	ながおかし ・長岡市 おぢやし ・小千谷市 みつげし ・見附市 うおめまし ・魚沼市 いずちざきまち ・出雲崎町
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 とおかまちしゅつちやうじよ 十日町出張所	(025) 752-2086	〒948-0065 とおかまちし ね 十日町市子442	とおかまちし ・十日町市のうち旧十日町市、 きやうかわけにしまち ・旧川西町、旧中里村 つなんまち ・津南町
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 かしわざきしゅつちやうじよ 柏崎出張所	(0257) 22-2090	〒945-0063 かしわざきし ず わちやう 柏崎市諏訪町10-37	かしわざきし ・柏崎市 かりわむら ・刈羽村
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 みなみうおめましゅつちやうじよ 南魚沼出張所	(025) 772-2450	〒949-6680 みなみうおめまし むいかまち 南魚沼市六日町1884番地子	みなみうおめまし ・南魚沼市 ゆざわまち ・湯沢町
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 たかたしぶ 高田支部	(025) 524-5235	〒943-0838 じやうえつし おおてまち 上越市大手町1-26	じやうえつし ・上越市 みよこうし ・妙高市 とおかまちし ・十日町市のうち旧松代町、 きやうまつの やままち 旧松之山町
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 いといがわしゅつちやうじよ 糸魚川出張所	(025) 552-0058	〒941-0058 いといがわし てらまち 5ちやう め 糸魚川市寺町2丁目8-23	いといがわし ・糸魚川市
にいがたかていさいばんしょ 新潟家庭裁判所 さとしぶ 佐渡支部	(0259) 52-3151	〒952-1324 さとし なかはら 佐渡市中原356-2	さとし ・佐渡市

成年後見制度




さくせい はっこう
作成・発行

しゃかいふくし ほうじん にいがたけんしゃかいふくし きょう ぎ かい
社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

Tel.025-281-5613 Fax.025-281-5528

へいせい 27 ねん 1 がつ せい
平成27年1月作成

 このパンフレットは赤い羽根共同募金を使って作成しました。